

スッキ「しない」工事協定」締結

協議会も打ち切り！ 逃げる長谷工 最後まで話し合いできず。

平成19年10月27日に行なわれた第1回工事説明会以降、全体での工事説明会の継続をお願いしましたが受け入れられず、事業者側提案の協議会と言う形で平成19年12月16日より3丁目町会同席の下、工事説明会での懸案事項及び工事協定についての協議をして参りました。

しかし平成20年2月4日長谷工担当者より、「これ以上、住民との協議会はできない。」と協議会を打ち切り、町会長、世話人代表、長谷工担当者の3者協議での話し合いになりましたが、平成20年2月12日「これ以上の要望は聞けません。」と協議途中で「確認書」と「工事協定」の締結（2丁目町会と実花町会が締結した「工事協定書」か、協議をしてきた3丁目町会の「工事協定書」のどちらか。）を要求してきました。

当初より長谷工の環境を無視した計画に反対であり、更に北側住民に全く配慮の無い2度の計画変更、環境基準値を超える汚染物質が残っていることを承知の上で40m以上の杭打ちを強行する計画に対して反対であることに変わりはありません。

しかし3年にも亘る工事は多くの周辺住民に迷惑を及ぼすことを考え、「工事協定書」は重要なルール作りと考えていることと、工事迷惑料等の補償料を確保してもらうために、3丁目町会、当会、長谷工の3名の立会人の下、平成20年2月23日町会長と連名で「確認書」・「工事協定」の締結を致しました。

「確認書」って何だ？

マンション建設業界トップ、各地で紛争を起こしているNo.1、

株式会社 長谷工コーポレーションの手口??

第1回協議会から締結を迫ってきた「確認書」とは、“工事協定を締結し、工事迷惑料等の補償交渉に入ることを確認した。”という、工事協定を締結しないと工事迷惑料等補償を払えませんと言う内容で、3月までに締結しないと工事迷惑料等の補償料の予算が取れないと言ってきました。戸別補償の対象になっているお宅のことを考えると締結をせざるを得ないと判断し締結しました。